輸出貿易管理令 別表第１に基づく判定書

１. 弊社の下記製品は、輸出貿易管理令 別表第１の第１項～第１５項については対象外品目です。
第１６項（キャッチオール規制）については該当します。
なお、経済産業省通達の令和２年２月５日公布、令和２年２月５日施行の
一部改正内容についても、上記判定に適合していることを証明致します。

２. 製品名と形式

製　品　名	シリーズ名　・　形式
LED 照明ユニット	MLW／MLB／MLS シリーズ

２０２０年　４月　１日
京都市南区吉祥院仁木ノ森町５０
株式会社　壬生電機製作所